

新たなミュージアムに関する管理運営計画懇談会等について

1 これまでの検討経過及び「(仮称) 新たなミュージアムに関する管理運営計画」の策定に向けて

川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）は、昭和 63（1988）年の開館以降、博物館、美術館の複合施設として活動を続けてきましたが、令和元年東日本台風により施設、設備や収蔵品が被災し、館内での展示等の活動が不可能となり、現在も休館を余儀なくされています。

この状況を受け、令和 3（2021）年 11 月に、本市にとっての新たな博物館、美術館の必要性やその役割及び方向性を示した「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を策定し、令和 5（2023）年 5 月には、新たなミュージアムの事業展開の方向性や開設候補地等、その整備の概要について示すため、「新たなミュージアムに関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、令和 7（2025）年 2 月には、事業内容や想定施設規模、開設地を示す「新たなミュージアムに関する基本計画」を策定しました。

今後、新たなミュージアムの整備に向けて、基本計画を踏まえ、新たなミュージアムの管理運営手法や実施体制等を示す「(仮称) 新たなミュージアムに関する管理運営計画」（以下「管理運営計画」という。）を令和 7（2025）年度に策定する予定です。

2 懇談会の目的

本懇談会は、管理運営計画の策定にあたり、新たなミュージアムの管理運営方針や実施体制、年間の事業活動計画案等について、委員の皆様から専門的な視点又は市民の目線でご意見をいただき、博物館、美術館が融合した「川崎らしい」新たなミュージアムの整備の参考とさせていただくため、開催するものです。

※ 懇談会として審議・審査等を行い、本市に答申や提言をいただくものではありません。

3 懇談会委員

次ページ「新たなミュージアムに関する管理運営計画懇談会委員名簿」のとおり

新たなミュージアムに関する管理運営計画懇談会委員名簿

(敬称略、五十音順：令和7年5月21日時点)

有識者	いのうえ よういち 井上 洋一	奈良国立博物館館長
	かきうち え み こ 垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
	かねこ ただかず 金子 忠一	元東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
	ながと さ き 長門 佐季	神奈川県立近代美術館館長
	ひらい ひろのり 平井 宏典	和光大学経済経営学部経営学科教授
	みなもと ゆ り こ 源 由理子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
公募市民	こでら み う 小寺 美卯	公募市民

新たなミュージアムに関する管理運営計画懇談会開催運営等要綱

制定 令和6年12月16日(副市長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たなミュージアムに関する管理運営計画懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、「(仮称) 新たなミュージアムに関する管理運営計画」（以下「管理運営計画」という。）を策定するにあたり、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 新たなミュージアムの管理運営手法に関すること。
- (2) 新たなミュージアムの実施体制等に関すること。
- (3) 新たなミュージアムの年間事業活動計画等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者10名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和7年4月1日から管理運営計画策定までの期間とし、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、市民文化局市民文化振興室新たなミュージアム準備担当において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。